

グリーンニュース 第18号

発行年月日 平成15年2月10日

発行責任者 群馬県環境アドバイザー連絡協議会
代表 新井 栄一

環境アドバイザー重点行動テーマ

行動する環境アドバイザー

登録更新…期間は3月3日～3月25日

～ご家族・ご友人もお誘いください～

平成15年3月31日をもって、現在登録していただいている環境アドバイザーの任期が終わります。そのため、改めてアドバイザーの皆様には“登録用紙”をお送り致しますので、再度登録して下さるよう、よろしくお願い致します。尚、その際、皆様のご家族・ご友人・ご近所の方で、環境問題に関心のある方がおられましたら、是非お誘いください。(詳細2ページ)

70万枚のレジ袋を節約

～平成14年度マイバッグキャンペーン～

平成14年9月1日から11月30日までの3ヶ月間、群馬県全域でおこなわれた本年度のマイバッグキャンペーン(レジ袋辞退運動)は、県民の多くの方々の参加を得て、前年比33.7%増のレジ袋706,260枚(県へ送付された応募カード35,313枚)の節約となりました。実践活動・啓発等にご協力くださった皆様に厚くお礼申し上げます。(詳細3ページ)

法整備と環境NGO

～ドイツ人による環境問題講演会～

ゲオルグ レナーツ氏をお迎えして、1月18日(土)群馬県社会福祉総合センターで行われた講演会(日本語で講演)は、大変興味深いものでした。内容的には、ドイツの合理性に基づいた法整備と環境NGO活躍の説明が主流で、講演後の質問も多く、成功裏に終わりました。(詳細4～6ページ)

専門部会の日程と場所が変わります

～毎月第1土曜日…昭和庁舎で～

複数の専門部会への出席が可能となるよう、2月からは毎月第1土曜日に3部会を順番制にして行うことに致しました。会場は、昭和庁舎1階の11会議室です。自由にご希望の部会にご出席ください。(詳細7ページ)

求めます！あなたの行動力

群馬県環境アドバイザー募集

県では、平成15年3月31日をもって登録が終了する群馬県環境アドバイザーを下記のとおり募集します。多くの方の登録申請をお待ちしております。

記

- 募集期間** 平成15年3月3日（月）～平成15年3月25日（火）
これ以降も、随時受け付けます。
- 応募方法** 現在登録されている方は、登録用紙を2月末にご自宅にお送りいたします。
必要事項を記入の上、お近くの保健福祉事務所か市町村窓口へ提出していただくか、環境政策課へ直接郵送してください。
※お知り合いで登録希望の方がいましたら、担当までご連絡ください。申請用紙をお送りいたします。
- 応募資格** 特別な資格は必要ありません。
環境に強い関心を持ち、地域の環境保全活動の牽引役になっていただける方なら、どなたでも申請できます。
- 登録期間** 平成15年4月1日～平成17年3月31日（2年間）
- 登録後は** 自由な活動を展開していただき、地域の環境保全活動の牽引役になっていただきます。県からは、環境アドバイザー活動に有用な情報の提供や研修会の開催もいたします。
年に一度、年間活動報告を提出していただきます。また、「アドバイザー通信」として料金受取人払いのはがきをお送りいたしますので、情報の提供や地域の状況などを随時教えていただきます。

担当 群馬県環境政策課地球環境グループ 茂木・伊藤

TEL 027-226-2817

FAX 027-243-7702

平成14年度マイ・バッグ・キャンペーンは大きな前進

マイ・バッグ・キャンペーンでは、環境アドバイザーの皆様には大変お世話になっております。本年度も、大きな成果を上げることができました。ご協力、誠にありがとうございました。下記のとおり、平成14年度の結果をご報告いたします。

記

1 実施結果等

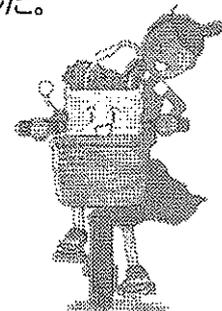
項 目		平成14年度	(参考)平成13年度
実施期間		9月1日から11月30日	10月1日から12月31日
参加店		519店舗	546店舗
内 訳	スーパーマーケット等	217店舗(24社)	227店舗(20社)
	商工会等団体	257店舗(17団体)	315店舗(20団体)
	その他	45店舗	4店舗
うちノーレジ袋デー実施店		320店舗	—
応募総数		35,313枚	26,405枚
効 果	レジ袋節約枚数	706,260枚	528,100枚
	ごみ減量	7,062kg	5,281kg
	石油節約	14,548ℓ	10,878ℓ
賞 品	1等(電動アシスト付自転車)	3人	5人
	2等(旅行券)	10人	20人
	3等(お米券)	150人	300人
	4等(図書券)	1,500人	330人
	5等(日帰り温泉入浴券ほか)	650人	360人
啓 発 活 動	店頭啓発	56回・64カ所	46回・53カ所
	FMスポットCM	30回放送	86回放送
	群馬テレビ	1回	2回
	その他	市町村広報ほか	市町村広報ほか

※平成14年度は賞品単価を下げて、当選数を大幅に増やしました。

2 当選者の決定

事前抽選会(12月17日)で3等から5等を、公開抽選会(12月24日)で1等・2等を厳正に抽選いたしまして、過日、当選者あてに賞品を発送いたしました。

お問い合わせ先 群馬県マイ・バッグ・キャンペーン実行委員会事務局
 担当 群馬県環境政策課地球環境グループ 庄司
 TEL 027-226-2817
 FAX 027-243-7702

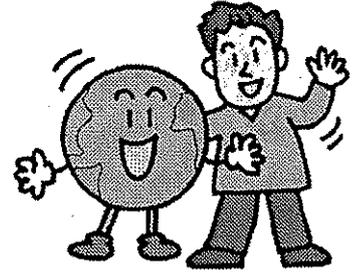


ドイツ人による環境問題講演会

次のような講演会が行われましたので、その概要を報告致します。

記

日時 平成15年1月18日(土) 13:30~16:00
 場所 群馬県社会福祉総合センター 8階 大ホール
 主催 群馬県 群馬県環境アドバイザー連絡協議会
 テーマ ドイツ人から見た日本の環境問題あれこれ
 講師 ゲオルグ レナーツ氏 (日本語で講演)



…ドイツ北西部モーゼル川地方マイエン市の出身で、ISO14001 主任監査員、環境法・製造物責任法専攻の法律家で、日独のごみ問題の各種研究論文あり…

内容 パワーポイント(パソコンスライド)を使用し、きちんとした日本語で話された講演は、わかりやすいものであった。またドイツの生の姿も多く語られた内容は大変興味深いもので、講演後の質問は後を絶たず、時間打ち切りの状態となった。
 講演の流れは次の通り

メインテーマ 「ドイツの“廃棄物関連法制”と“環境NGOの現状”を日本と比較して」

1 世界のISO14001の登録件数

…日本は、9,467件(S14年6月現在)と2位のドイツ(3,450件)の2.5倍となっている。日本は企業も含め、環境問題に対し、関心の高い国といえる…

2 環境経済のコンセプトと現状

…ドイツは、「汚染者負担原則」と「製造者拡大責任」が明確に法整備されている。またコストの問題は、環境に優しければ、多少の経済負担と努力はやむを得ないという意識が国民にある…

3 ドイツ政府の廃棄物計画

…2005年以降の埋め立ては、焼却灰と汚泥のみで、他のものは、リサイクルと焼却が義務付けられる。埋め立て地の確保が難しいことと焼却施設の技術的改良が進歩したため…

《リサイクルと埋め立て・焼却の区分け基準は、どの方法が一番合理的で地球に優しいか、熟慮が必要で、そのためのコンサルタント会社ができつつある》

4 ドイツの循環経済・廃棄物法

…キーポイント・生産者における廃棄物法上製造物責任(市民、企業とも)~~~22条

具体例	解体・リサイクル可能な製品設計	~~~~~	22条
	最小限有害物質を使用している製品等	~~~~~	22条
	環境に優しい製品や資材の使用	~~~~~	22条
	製品の環境標示化	~~~~~	23条
	環境に危険な製品・梱包材の禁止・抑制・賦課事業	~~~~	23条

この24条等の規定により、初期の設計段階から環境に優しい製品の誕生となる。

5 大切なことは、ごみを出さないこと

…最近のドイツは、ごみが減少し、ごみの焼却施設の能力が余っている。
その結果、国内は勿論、国外からもごみを集めている焼却施設が出て来ている…

6 ドイツ・EUにおける循環経済の現状

- 容器包装類・・・容器包装政令(1991年)
- 廃車・・・廃車政令(1998年)及び自動車業界自主協定
- 使用済み電池・・・電池政令(1998年)
- バイオ廃棄物・・・バイオ廃棄物政令(1998年)
- 建築廃棄物・土木廃棄物・・・廃棄物基本法に基づく自主規制(1996年)
- 絨毯・繊維製品・・・基本法に基づくのみ(法制はこれから)
- 廃木材・・・廃木政令(2000年)

等、法整備を行い、徹底している。また違反の場合の社会的制裁は厳しい。

7 容器・包装政令によるリサイクル率(DSD扱い)

プラスチック 93% ガラス瓶 91%

なお、ペットボトルは、デポジット制(預かり金制度~再使用)のため、DSDは扱わず、リサイクル率には入れていない。

8 DSD(容器包装の廃材を扱おう第三セクター)の手数料金請求方式

- (1) メーカーから製造量の報告を受ける。
- (2) それに基づき、ライセンス料金を請求する。
- (3) その請求の基準は、リサイクルの難易度によって、料率が変わる。
…メーカーの負担率は、プラスチック系は高く、紙類は低い…
- (4) メーカー(流通業者)は、その価格は製品に上乗せする。
- (5) しかし、製品価格は安くしないと売れないので、ムダな包装材を減らす等、初期の設計段階からのリデュース・リフューズの発想が生まれてくる。
- (6) この結果、ドイツ・EUとも、ごみは大きく減少した。

9 ドイツにおける環境に対する意識(2001年6月)

項目	非常に大事	大事	あまり大事ではない
水・土壌及び大気の保全	79%	20%	1%
エネルギー及び原料消費量の削減	61%	36%	2%
環境に優しい製造	54%	42%	2%
健康な生活・健康への意識を高める	45%	45%	4%

10 ドイツの環境NGO

名称	発祥地	設立	主要活動	会員数	ドイツでの本拠地
ブント	ドイツ	1975	環境問題全般	215,000	ベルリン
グリーンピース	カナダ	1971	環境問題全般	530,000	ハンブルグ
ナブ	ドイツ	1899	自然・野鳥保護	?	ミュンヘン

ロビンウッド ドイツ 1982 環境問題全般 23,000 プレーメン
WWFドイツランド スイス 1961 森林保護 180,000 フランクフルト

11 フント(Bund)等環境NGO活動が盛んな理由

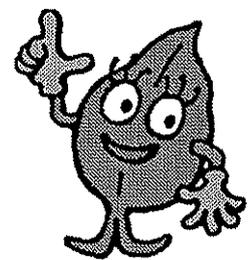
- (1) スタッフが人材豊富で多岐にわたっている。
- (2) 出版部門も持ち、啓発活動が徹底している。時にはデモもする。
- (3) プロのマネージャーがいる等、企業と殆ど同じ。
- (4) “緑の党”との関係を含め、政治活動も積極的で、ロビー活動を通して法制化に強い影響力を持っている。
- (5) 資金力も豊かである。

12 ドイツ環境活動の歴史的背景

- (1) ドイツには、100年前からナブ(NABU)という自然保護・野鳥保護を目的とした団体があつた。
- (2) そこに昨今、次のような大きな事故(事件)があり、環境問題に火がついた。
 - 1976年07月 イタリア セヴォソ事故 …ダイオキシン
 - 1977年 アスベストの有害性証明
 - 1980年03月 シュヴァルツヴァルツ(黒い森)の森林枯死
 - 1983年11月 セラフィールド核燃料再処理所事故
 - 1986年04月 チェルノブイリ原子力発電所事故
 - 1986年11月 バーゼル、サンドス工場にてライン河汚染事故その他、北海でのオットセイ・アザラシの大量死があつた。

13 ドイツNGOの正式な権限

- (1) 収入は非課税。(法人税法による)
- (2) 環境集団訴訟権を持つ。
- (3) 公聴会への参加権(例:公共事業計画手続き)
- (4) 立法時も参加できる。

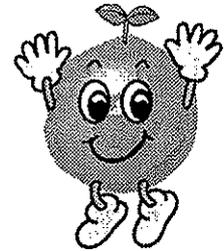


◎ まとめ

- A 理にかなった法律の整備が大切。国民も納得し、その仕組みで動いている。
- B “発生抑制”と“供給者責任”が柱の中心で、実際にごみが減っている。
- C 環境問題と経済は、一般的には「相反する」と考えがちであるが、ドイツでは、“時代に対応した新しい産業が生まれる”と言われている。
- D 環境NGOの活動が、ドイツの環境政策に大きく貢献している。
- E 参加者からの質問希望が多く(実態は打ち切り)、“次回の宿泊の機会にでも、講師として再度招きたい”と感じられた。



以上 まとめ 代表書記 鈴木克彬



デポジット制度実現に向け市町村議会へ陳情書等提出

ごみ削減の一方策として、デポジット制(預かり金制度)の実現を目指しています。この制度は、国全体としてのルール化が必要です。そのため、今般、環境アドバイザー太田地区連絡協議会では太田市・尾島町・新田町の各議会に国へ意見書を提出してもらう旨の陳情書等を提出しました。その結果、尾島町では12月議会に採択され、国に対し意見書を提出していただきました。新田町では、12月議会において趣旨採択されました。太田市は、3月議会において請願書として提出される予定です。

ドイツをはじめEUでは、Reuse(リユース・再使用)としてこの制度は既に定着し、ペットボトル等ごみの削減に大きな効果をあげています。

トピックス

杉並区のレジ袋税について

杉並区では、ごみの減量化をめざして、レジ袋に税金をかける「杉並区レジ袋条例」を制定しました。しかし、この内容は、即刻課税するのではなく、低減の目標値を決め、それを上回った時は課税しません。逆に未達成の時に、初めて一袋5円を課税するものです。

その年度目標値は次の通りです。

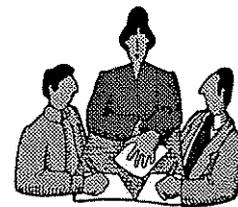
平成14年7月 20%

平成15年7月 33% 平成16年7月 40% 平成17年7月 47%

平成18年7月 54% 平成19年7月 60%

※杉並区レジ袋削減推進協議会・杉並区の「レジ袋通信」より
結果として、平成14年は、24.1%と目標値を上回ったため、現在は課税されていません。
杉並区では、全区を網羅した“レジ袋削減推進協議会”を結成し、区の広報紙も使い、全区民に幅広く協力を呼びかけています。EUは勿論、お隣の『韓国・台湾』でも、レジ袋は有料となり一般化されているようです。

専門部会



今後の専門部会の予定

3月 1日「土」 13:30~15:30 温暖化・エネルギー部会 昭和庁舎11会議室
テーマ 「原子力発電を考える」
主 題 「原子力発電をめぐる国の政策～発電所立地地域振興と電源三法交付金～」
講 師 ㈱三菱総合研究所 主任研究員 千葉 亮 氏
定 員 30名(先着順)
申込み 群馬県環境政策課 茂木まで 電話 027-226-2817

3月15日「土」 13:30~15:30 臨時ごみ問題部会 昭和庁舎23会議室

4月 5日「土」 13:30~15:30 環境教育部会 昭和庁舎11会議室

5月10日「土」	13:30~15:30	ごみ問題部会	昭和庁舎11会議室
6月 7日「土」	13:30~15:30	温暖化・エネルギー部会	昭和庁舎11会議室
7月 5日「土」	13:30~15:30	環境教育部会	昭和庁舎 11 会議室

ごみ問題部会から

現在、ごみ問題部会では、グリーンコンシューマー活動の一環として、県内のスーパー・コンビニ等に『使用済み容器の回収ボックスを設置する運動』を推進したいと検討しています。そして、手始めに、設置状況の調査から行いたいと考えています。

今後皆様に、種々ご協力いただくことがあると思いますが、その節はよろしくお願い致します。

ごみ問題部会長 新井靖衛

講演会開催のお知らせ

同時開催／ぐんま環境フォトコンテスト（全5回）受賞作品展

地域発信！エコ・プロジェクト～循環型地域づくりのハイコアに聞く～

「循環型地域づくり」の先進事例に焦点を当て、その「理念」や「計画」を、どのように「実現」にまで結びつけていったのか。テレビや新聞のみでは得られない、奥行きのある話を、先駆者の皆さんに分かりやすく話してもらいます。環境保全活動の実践促進に役立つほか、環境問題について視野を広げる機会にもなりますので、是非ご参加ください。

事例講演（1）

「菜の花プロジェクト

～地域エネルギー循環を通したまちづくり

藤井絢子 滋賀県環境生活協同組合理事長

＜主な取組＞休耕田で栽培した「菜の花」を食用油にして、学校給食や一般家庭で使う。その廃食用油をディーゼル燃料にリサイクルすることで、地域資源の循環システムを構築。春の菜の花畑は、観光客を引きつけ、まちおこしにもなる。藤井氏は本プロジェクトの提案・先導者。今では、全国58市町村が同様のプロジェクトに取り組む。

“地域が生き生きしないと日本はダメになります。具体的な地域モデルづくりこそが、循環型社会づくりを前進させるのです。”

事例講演（2）

「地域循環型システムの構築に向けて

～八戸エコ・リサイクル協議会の取組

中居雅博氏 八戸エコ・リサイクル協議会事務局長

＜主な取組＞地域に根付いた古紙の回収・再生・販売や、市内6千の飲食店から出る割り箸をパルプに再資源化。また、リサイクル資料館の運営や10万本を目標とした植林事業を実施。事業系古紙の集団回収を行うエコステーションでは知的障害者の雇用促進も重要なコンセプトに。

“流通・製造コストなどの壁で、企業が挑戦し失敗した例は多い。地域の皆さんの参加・協力でごみをリサイクル・商品化して販売する地域循環型システムを目指しています。”

■日時：平成15年3月19日（水）13：30～16：10（開場13：00）

■場所：群馬県公社総合ビル1階ホール 群馬県前橋市大渡町一丁目10-7

■主催：群馬県 ■参加料：無料 ■定員：250名（定員になり次第締め切らせていただきます）

■参加申込方法：ハガキに郵便番号、連絡先住所、お名前、電話番号をご記入の上、県庁環境政策課（〒371-8570前橋市大手町1-1-1）までお申し込みください。（3/17必着）